

物価高騰重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）申請書（請求書）  
（申請を必要とする世帯の場合）

（宛先） 和歌山市長

※申請期限：令和6年8月30日（金）（必着）

受付印

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

## 1. 申請・請求者（世帯主）

フリガナ 氏名	生年月日	現住所
	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	日中連絡可能な電話番号（ ） -

## 2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

令和5年1月1日時点の住所が、和歌山市外の方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する課税証明書又は非課税証明書を添付して下さい。（現住所と異なる方全員分）

※証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

フリガナ 氏名	申請者との続柄	生年月日	令和5年1月1日時点の住所について		令和5年度住民税所得割課税状況
			異なる場合は、令和5年1月1日時点の住所を記載		
1 (申請・請求者)	本人		<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
2		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
3		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
4		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告
5		明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 未申告

3. 受取口座（原則、1. の申請・請求者名義の口座） ※長期間入出金のない口座を記入しないでください  
【受取口座記入欄】 ※受取口座を確認できる書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義（カナ）
1. 銀行 2. 信用金庫 3. 農協 4. その他 ( )	本店 支店 その他 ( )	普通	※右詰で記入	※通帳表記名で記入
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義（カナ）
貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号を記入	[6桁目がある場合は☆欄にご記入ください]	※右詰で記入	※通帳表記名で記入
1	☆		

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方は、和歌山市物価高騰重点支援給付金事務局（0120-969-861）へお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください。

～代理確認・代理受給を行う場合のみ記載してください。～

申請・請求者の委任を受けて、代理人の口座に振り込む場合は、下記を必ず記入してください。

【代理人の範囲】

①配偶者、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族

※別世帯の場合、申請・請求者との関係が分かる戸籍謄本の写し（コピー）（発行日から3か月以内のもの）が必要となります

②法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

※法定代理人の場合登記事項証明の写し等が必要となります

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請・請求者との関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所・連絡先 日中連絡可能な電話番号（ ） -
	上記代理人に本申請書の提出・給付金の受給に関する権限について委任します。		申請・請求者 氏名	※署名又は記名押印

【誓約・同意事項】

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意しないと支給できません。

①物価高騰重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）（以下「給付金」という。）の支給要件（※）に該当します。

※給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

ア. 住民票上の世帯（令和5年12月1日時点）は、令和5年度の住民税が「均等割のみ課税者（所得割は非課税）のみの世帯」もしくは「均等割のみ課税者と非課税者で構成される世帯」です。

イ. 世帯の中に住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

ウ. 住民税が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯ではありません。

（注）住民税における取扱いとして、扶養等を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

エ. 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。

②既に令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（住民税非課税世帯への給付金）又は給付金を受給済みではありません。（他市区町村において同様の要件で支給された給付金を含む）

③給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、和歌山市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

④公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑤この申請書は、和歌山市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

⑥和歌山市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年8月30日までに、本市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。

⑦給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

①物価高騰重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）申請書（請求書）（申請を必要とする世帯の場合）（本書）

※必要事項をご記入ください。

②『申請・請求者本人確認書類の写し（コピー）』

※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。

③『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義を確認できる部分の写し（コピー）をご用意ください。

④令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する課税証明書又は非課税証明書の写し（コピー）（令和5年1月2日以降に和歌山市に転入された世帯員全員分）

※添付書類の不備はありませんか。（添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

※本給付金は、差押禁止等及び非課税の対象です。

上記の誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。本申請書の内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請・請求者氏名  
(署名)